

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年3月11日(2021.3.11)

【公開番号】特開2020-103998(P2020-103998A)

【公開日】令和2年7月9日(2020.7.9)

【年通号数】公開・登録公報2020-027

【出願番号】特願2020-69384(P2020-69384)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】令和3年1月25日(2021.1.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定の絵柄を表示する表示装置と、

所定の音を出力するスピーカと、

所定の光を発光する発光体と、

遊技者から見て前記表示装置の後方領域で動作可能な可動体と、

遊技球の所定の入賞口への入賞に応じて抽選を実行し、前記抽選に当選した場合、特別遊技状態に移行する遊技制御手段と、

前記表示装置による前記所定の絵柄の表示、前記スピーカによる前記所定の音の出力、前記発光体による前記所定の光の発光、及び前記可動体の動作、を制御する周辺制御手段と、を備える遊技機であって、

前記周辺制御手段は、

前記可動体を前記後方領域で動作させ、かつ前記スピーカによる前記所定の音の出力又は前記発光体による前記所定の光の発光の少なくとも一方を実行させる、第一のパターンと、

前記表示装置に絵柄を表示させているときに前記可動体を前記後方領域で動作させ、かつ前記第一のパターンにおいて実行され得る前記スピーカによる前記所定の音の出力及び前記発光体による前記所定の光の発光を実行させない第二のパターンと、を実行可能であり、

前記第二のパターンによって、前記絵柄を表示させたあとに当該絵柄を非表示とし、当該絵柄が非表示とされたあとに当該絵柄とは別の絵柄の表示が前記表示装置に行われ、当該別の絵柄の表示が前記表示装置に行われたあとに前記可動体を前記後方領域で動作させることを可能としている

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

## 【0006】

上記課題を解決するため、本発明の一態様は以下の構成を採用する。所定の絵柄を表示する表示装置と、所定の音を出力するスピーカと、所定の光を発光する発光体と、遊技者から見て前記表示装置の後方領域で動作可能な可動体と、遊技球の所定の入賞口への入賞に応じて抽選を実行し、前記抽選に当選した場合、特別遊技状態に移行する遊技制御手段と、前記表示装置による前記所定の絵柄の表示、前記スピーカによる前記所定の音の出力、前記発光体による前記所定の光の発光、及び前記可動体の動作、を制御する周辺制御手段と、を備える遊技機であって、前記周辺制御手段は、前記可動体を前記後方領域で動作させ、かつ前記スピーカによる前記所定の音の出力又は前記発光体による前記所定の光の発光の少なくとも一方を実行させる、第一のパターンと、前記表示装置に絵柄を表示させているときに前記可動体を前記後方領域で動作させ、かつ前記第一のパターンにおいて実行され得る前記スピーカによる前記所定の音の出力及び前記発光体による前記所定の光の発光を実行させない第二のパターンと、を実行可能であり、前記第二のパターンによって、前記絵柄を表示させたあとに当該絵柄を非表示とし、当該絵柄が非表示とされたあとに当該絵柄とは別の絵柄の表示が前記表示装置に行われ、当該別の絵柄の表示が前記表示装置に行われたあとに前記可動体を前記後方領域で動作させることを可能としていることを特徴とする遊技機。